一　名称　芳ヶ平湿地群
二　区域　群馬県吾妻郡中之条町及び草津町の各一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第八十一号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、佐賀県庁及び佐賀市役所に備え付けて供覧する。

平成二十七年五月二十六日

環境大臣　望月　義夫

一　名称　東よか干潟
二　区域　佐賀県佐賀市の一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第八十二号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地を次のように指定した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、佐賀県庁及び鹿島市役所に備え付けて供覧する。

平成二十七年五月二十六日

環境大臣　望月　義夫

一　名称　肥前鹿島干潟
二　区域　佐賀県鹿島市の一部
三　区域図（省略）

○環境省告示第八十三号

昭和四十六年二月二日ラムサールにおいて作成された特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第二条1に規定する湿地として指定した湿地の区域を次のように拡大した。

この湿地の区域を表示した図面は、環境省、沖縄県庁、渡嘉敷村役場及び座間味村役場に備え付けて供覧する。

平成二十七年五月二十六日

環境大臣　望月　義夫

一　名称　慶良間諸島海域
二　区域　沖縄県島尻郡渡嘉敷村及び座間味村の地先海面
三　区域図（省略）

○環境省告示第八十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成二十七年環境省令第二号）の施行に伴い、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十六日

環境大臣　望月　義夫

第二条第五号ニ(1)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改め、同条第六号ニ(2)中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

○環境省告示第八十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示を次のように定め、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十六日

環境大臣　望月　義夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護法」を「鳥獣保護管理法」に、「第二条第五項」を「第二条第九項」に改める。

一　マカカ・キュクロピス（タイワンザル）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第四十八号）

二　マカカ・ムラタ（アカゲザル）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第四十九号）

三　カルロスキウルス・エリュトラエウス（クリハラリス）の防除に関する件（平成十七年六月環境省告示第五十号）

四　フクロギツネ等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十一号）

五　ハリネズミ属全種等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十二号）

六　カナダガン等の防除に関する件（平成十八年二月環境省告示第三十三号）

国会事項

衆議院

特別委員長互選

五月二十二日我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

委員長　浜田　靖一

条約送付通知書受領

五月二十二日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

法律公布奏上通知書受領

五月二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律

議案送付

五月二十二日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案

議案通知書受領

五月二十二日参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

質問書提出

五月二十二日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

CV22オスプレイの米軍横田基地配備に関する質問主意書（照屋寛徳提出）

答弁書受領

五月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員柚木道義提出平成二十七年四月二十七日開催の財政制度等審議会財政制度分科会において提示された財務省主計局作成「社会保障」と題する資料の内容に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田島一成提出石綿健康被害救済対策に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信提出補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出選管ホームページに選挙公報を継続して掲載することに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出合計特殊出生率の算出方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博提出高速道路における二輪車の路側帯走行に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

五月二十二日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十六年度水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十七年度水産施策」についての文書

参議院

議案提出

五月二十二日議員から次の議案が提出された。

人種等を理由とする差別の撤廃のための施策の推進に関する法律案（小川敏夫外六名発議）（参第七号）

議案受領

五月二十二日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案（閣法第二七号）

議案付託

五月二十二日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）　内閣委員会に付託

議決通知

五月二十二日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

水銀に関する水俣条約の締結について承認を求めるの件